

5. 當眞 郁子 様 提出資料

「子どもの貧困について」

母子生活支援施設とは、昭和22年に制定された児童福祉法第38条に定められている施設で、配偶者のない18歳未満の子どもを養育している母子が、唯一子どもと一緒に利用できる児童福祉施設です。

戦後、未亡人対策、屋根対策として、母子を「保護する」という目的のもと、長く「母子寮」という名称で呼ばれ認知されてきました。

しかし平成10年の児童福祉法改正により、「保護するとともに、生活を支援する」とその目的も改正され、名称も「母子生活支援施設」と改称されました。

沖縄県では、那覇市、浦添市、沖縄市の3箇所に設置されています。

入所理由の約半数はDVで避難してきたの入所です。その次に借金、家賃滞納等で住む場所を失い友人宅を転々とする、車上生活をしてしまうという住宅、経済事情です。そして、家庭環境の不適切、母親の心身の不安定とい

う理由での入所となっています。それらが複合的に重なっている現状です。

就労状況は、約80%は就労していますが、ほとんど非正規雇用であり(少なくとも那覇市においては、現在20世帯中正規雇用はゼロです)、その収入は、月平均8万円～10万円となっています。目標を13万円とかかっている現状ですので、その生活がいかに苦しい状況であるかという事が推察できるかと思います。施設入所中は家賃が発生しません。なので、なんとかやっていくことができます。しかし、地域で生活する場合、そこから家賃4万～5万が出ていきますので、現状においては、手当なしでは生きていくことができないといっても過言ではありません。また、沖縄の母子世帯の顕著な特徴として、養育費の不払い問題があげられます。那覇市においては20世帯中、養育費をもらっている方は1世帯のみです。もらえない現状があたり前のようになっているのです。

以上のような母子生活支援施設の現状から、
「金銭的に充足されない状態」が常態化していることがわかっていただけるかと思います。

先日（11月17日付琉球新報）、「300席
子ども食堂開設」の大きな見出しに（別添参照）、とうとうここまで来てしまったか！という感を隠しえなかったものです。自助、共助を越え、夕食までもが公助となってきた沖縄県の貧困の現状。しっかりと分析し、向き合っていく時期であると痛感しています。

シングルマザーで多子世帯。「ゆいまーる」精神は本当に崩れてきていて、前述したように、車上生活の果て施設入所となる世帯も少なくありません。

低所得故の経済的貧困は前提としてありますが、その中でも、子どもがきちんとした納税者に育つ場合と貧困をそのまま引き継ぐ場合（貧困の連鎖）の違いは何かと考えた時、当たり前の規則正しい生活が営まれてい

ることと養育力の違いであるのではと現場にいて痛感しています。

親の精神不安定は就労の不安定につながります。それは自ずと経済的貧困につながり子の生活全般に影響してきます。目的のない生活リズム、昼夜逆転、不登校、学力低下と負のスパイラスを描き、気がつけば貧困の連鎖となっている状況が今の沖縄県ではないでしょうか。

今の親世代（20代、30代）がきちんとした養育がされていません。その世代が親となり、当たり前前の生活をしていないのではなく、できない状況にあります。

今の親世代の苦しみは、子育てと食事です。子育て支援、食事支援をみんなでやっていくことが貧困の連鎖を防いでいくひとつの方法であると信じて疑いません。

母子生活支援施設の現場からの具体的な支援施策として以下のことを提案致します。

① 住宅支援

→ 沖縄の特徴であるシングルマザー多子世帯の住宅問題は深刻です。民間のアパートにもことごとく断られます。公営住宅の優先が一番ですが、それも不足しているというのであれば、空き家、空き店舗を活用（リフォーム）してのシェアハウスを作っていただきたいと提案いたします。

② 既存母子生活支援施設への給食制導入

→ 母子で生活する場であるにもかかわらず、平成23年度より社会的養護施設の仲間として位置づけられました。朝食、夕食を作るのができない母親が多くなっているのです。全施設に給食制を取り入れ、生活リズムづくりからやり直していくべきではないかと思っています。試験的に沖縄県から導入考察していくことを提案致します。

③ 母子生活支援施設の広域利用

→ 県内3か所にしかない母子生活支援施設。DV被害者も増加している中、広域利用ができてない現状です。他市町村も含め、もっと

広域利用ができるよう推進していただきたい
と思います。

③ 母子生活支援施設の増設

→ 離婚率が高い沖縄県で、県内に母子生活支援施設は3か所しかありません。南部の若年母子の増加、うるま市の赤ちゃん遺棄事件等、育ち直しをする必要があるのではと思っています。各市に母子生活支援施設が設置されることを要望致します。

④ 学習支援

→ 施設内児童や、就学援助受給の児童は、学習塾へ通う事が金銭的に困難です。家計的に一番の負担になっています。「子どもを塾へ行かせることもできない」という事実が、母親の自信をそいでしまっています。希望する学習塾へ行けるよう全額の金銭的援助をお願いしたいと思います。

未来の子どもたちへ、今こそ投資して頂きたい
と思います。

6. 仲松 美智子 様 提出資料

平成 27 年 11 月 21 日

島尻大臣 殿

母子生活支援施設の必要性について

この度はこのような意見交換の場をご提供頂き心より感謝申し上げます。

私は過去 29 年間児童養護施設の職員でした。その後専門里親を経て現在はファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業所）を開設し 6 年になります。児童相談所からの措置児童 6 人を受託し自宅にて生活を共にしています。まさに血の繋がりはないですが家族です。6 人の子どもたちは地域で、普通の家庭の中で、安全で安心が守られ当たり前の生活を送っています。そして負の連鎖（イコール貧困の連鎖）を断ち切り将来はきちんと税金を納めることの出来る大人に成長してほしいと生活支援を楽しんでいる今日この頃です。

児童養護施設の職員として当時関わっていた子ども達と今でも事あるごとに関わっています。中学 2 年で家庭復帰をした子が、一度高校受験に失敗し、アルバイトで家計を助けていました。アルバイトで 6 万円ちょっと稼いだうちの 3 万円を生活費として親に取られていたのです。生活は厳しくやる気も失せていました。1 年後自ら高校に行きたいとの申し出があり、学習ボランティアを要請して我が家で勉強を頑張りました。

那覇の夜間高校を受験したので私が 2 日間送迎することにしました。

受験当日、約束の場所に迎えに行ったがなかなか来ないので本児の携帯に電話した所、親と大喧嘩。携帯電話にすべて聞こえてきたのです。高校なんか行かないで働けと怒鳴る母親に反抗する本児。大切な受験の日になんで？と思いつつも、喧嘩している場合じゃないからとにかく受験に行くことだと諭しどうにか受験に間に合い結果も合格でした。ところが今度は合格したのに本児に連絡がつかず手続きが取れないのです。合格した高校側に連絡を入れ、必ず手続きに行きますからと約束をして、本児を探し出し入学手続きを取らせて頂いたのが PM7：30 でした。待っていて下さった高校の先生方に感謝でした。

本児はお金がないから親も当てにならないからと高校進学を諦めていたようです。本児の気持ちは分っていたので、学費やバイクの購入、車の免許取得、学校役員も全て引き受け入学式にも私が参加しました。

1 年半はアルバイトをしながら本当によく頑張っていました、母親との関

係は溝が深まるばかりでその頃から家を出たいとしきりに話していました。生活費の事を考えたら我慢するしかないと自覚するも母親と顔を合わせれば喧嘩の毎日に本児も居場所がなかったのでしょう。私の家にも時々泊りに来て、泣くだけ泣いて翌日には何事も無かったようにアルバイトに行く本児でした。

いつしか高校生で同年の彼氏ができ、同棲したいとの事で相談に来ましたが、私は反対したのです。その頃から私との連絡は途絶えてしまいました。後で知った事ですが、彼の父親に保証人になって貰いアパートを借りて同棲を始めたとの事。実はその彼も家庭に問題があり、父親が若い女性と再婚した為、家では邪魔者扱いで居場所が無かったのです。本児と同棲するとあって彼の父親は保証人になり、彼を家から追い出していたのです。少しでもお金が稼げると言う事で水商売に走った本児。その頃から歯車が狂いだしたようです。水商売で帰宅が遅いことを理由に、同棲中の彼は別の女性をアパートに連れ込み鉢合わせになった事をのちに泣きながら話してくれました。その時すでに妊娠。新しい彼女が出来た彼は俺の子じゃないと逃げてしまったのです。妊娠を誰にも告げられず、思い悩んだ挙句に私の所にやってきた時は妊娠5ヶ月。中絶を考え病院にも行っただが怖くて逃げだしたとの事でした。同棲していた彼やその両親に何度も相談を持ち掛けたのですが一向に話に応じてくれず結局は逃げられてしまいました。

その後アパートを引き払い行き場がないので我が家に居候することになりました。赤ちゃんの頃から乳児院で育った本児は、自分の手で育てたいと強い気持ちで出産。高校は休学して育児に専念するも本児の母親に出産が知られてしまいその後のやり取りが大変でした。

実は本児のお友達が出産祝いに来てくれたのですが、そこに何とも異様な光景がありました。出産した本児は18歳。友達もほぼ同年齢前後かと思うのですが、出産祝いに来てくれたお友達の殆どが子連れ。中には4歳の子がいて、中学生で出産。世間体を気にした親が糸満市に生活の場を移した様です。中卒では仕事も無いので自ずと安易に稼げるという水商売の世界へ。その繋がりのお友達でした。子どもが子どもを産み、育て方も分らず、育て方の見本すら無く、お料理も出来ない環境で、誰を頼り何を頼って子育てをしていくのだろうと言う心配しかありませんでした。そして幼子たちの将来を考えた時負の連鎖（貧困の連鎖）が断ち切れることは無いのでは？と痛感したのです。

私はその子達と日々関わる中で何とかしたい、何とかしなければいけないと思ひ、良い支援策が無いものかと沖縄県の児童家庭課に相談に行かせてもらいました。その時実は母子生活支援施設の設立を相談させて頂きましたが、財政難を理由に解決策もいまだに見つかっておりません。親が貧困であろう子ども達実は氷山の一角にすぎません。私が関わっている子どもたちはまだ数人います。

係っている子から自立に向けての相談を持ち掛けられ、返ってくるはずのな

いお金も計3ケタ台です。ボランティアに関わることにはかなり限界があります。もしも一括交付金の活用が可能であれば、必要なところで必要とされているものに必要な分だけ投資をして頂きたいと切に願っております。絶対必要な社会福祉法人の母子生活支援施設の設立に投資してください。貧困の連鎖を断ち切る施策の一つになるのではないかと思います。島尻大臣のお力添いを賜りたく存じます。よろしくお願い致します。

地域の中学生で学校になじめず家にも居場所が無かったのか、我が家に1年間来た子どもたちが7人いました。夜の10時半頃「おばさん」「おばさん朝から何も食っていないサー何か食べ物無いねー」と男子5人で来たこともあります。

20束のそうめんをゆでて早食い競争の如く食べつくし、補導されるから泊まっていくよう諭すが約束がからと帰って行った子どもたち。まさしく家に居場所が無い貧困家庭の子どもたちでした。その子たちが卒業式の日卒業証書を見せに来てくれました。そして「おばさんの家で食べたカレー美味しかったよありがとうなー」「またチビ達に会いに来るからな」とホームの子どもたちを可愛がってくれる純粋な中学生でした。その中学生の一人なのですが、いつも朝の8:30分に我が家に来た子です。母子家庭で母親が夜の仕事をしていた為、夜間は一人でゲームやビデオ視聴し、母親が帰宅したら母親を寝かせるため家を出ると言うのです。親に心配かけまいと学校に行く振りして我が家へ。しかし学校行っても勉強分らないから不登校の友達宅で時間をつぶすと言うのです。その子の背景にも貧困を伺い知ることが出来ました。私には居場所の無い子どもたちとの思い出が沢山あります。皆貧困家庭の子どもたちです。この子たちのために出来ることは無いかといつも真剣に考えています。頭の中での構想は出来ているのですが、先立つものと私一人の力ではどうにも出来ない事が沢山あって前に進める状況ではありません。

本土では社会福祉法人の母子生活支援施設が主体となって必要な事業を立ち上げています。

私は沖縄県でも社会福祉法人の母子生活支援施設が必要だと思い、設立を考えて行政の方にも相談させて頂きました。仲松さんがやるのであれば協力は惜しみませんが、ただこの事業は仲松さん一人でできる事業ではない。行政の仕事だから行政に働きかけるようアドバイスを頂きました。それで私の住む糸満市に相談に行き土地確保のための陳情書を提出させていただきました。

財政難を理由に門前払い。だからと言って諦める訳にもいけないので、再再度足を運び、糸満市の土地の提供を申請しました。再度のやり取りの結果、議会では全会一致で採択され、更には7人の市議会議員の方が沖縄県の母子生活支援

施設を行政視察して下さったのです。

- ①那覇市母子生活支援センター・さくら (公設民営)
- ②沖縄市立レインボーハイツ (公設公営)
- ③浦添市立浦和寮 (公設民営)

さらにその後も、埼玉県の子社会福祉法人の母子生活支援施設を行政視察に行かれています。しかしその後の進展は何もありません。糸満市が土地を提供して下さるのであればすぐにでも社会福祉法人の母子生活支援施設を開設したいと考えております。もしくは沖縄県の土地を提供していただけないものかと考えています。上記のとおり沖縄県に母子生活支援施設は3ヶ所あるのですが、公設のため広域利用が出来ないのです。社会福祉法人だと離島を含む広域利用が可能なので救われる方も多くいらっしゃると思います。

実は本県における母子生活支援施設の実践構造と生活支援に関する研究結果からも、沖縄の母子生活支援施設の設置主体がすべて市であるということを見ると、その役割を行政の責任として担っていくことが期待されます。ややもすると、忘れられがちな存在としてのひとり親(母子)家庭の暮らしを支える上で母子生活支援施設と言う社会的養護の整備に務めることは、大切な事だと発表しています。

また、ある女性は、日本は子どもを施設に入れることには注力しているけれども、若い女性が良い母親になる手助けをするのに利用できる組織はほとんどない。と語っています。「母親たちには子育てに関する手がかりがありません。しかし、子育てを学べる施設は無く、それが虐待の連鎖を止められない理由だとも言っています。

私自身若年出産をした子どもたちと多く係る中で実感していることでもあり、今後はその子たちに見合った支援の在り方を考えていく必要があると思っています。次世代を担うこれからの子どもたちの受け皿を、今いる私たちでできることをやる時期に来ていると思っています。今誰かがやらなければ、負の連鎖は今後も世代間連鎖で引き継がれていくようで、子どもは親の貧困から逃れることが出来ないような感じが致します。

最後に、ひとり親家庭の生活の困窮さは当事者にしか分らないと思います。中には借金を背負ったマイナスからのスタートもあり、生活困窮状態から脱却するためのダブルワークで体調を崩したり、又仕事に出かけるとき子どもを預ける施設は少なく、あっても仕事の実態に合わず子どもだけを置いて出かけるという事が生じてきます。夜、仕事に出て親がいないと言うことは子どもに様々な影響を及ぼし家庭がネグレクト状態になります。寂しさから深夜徘徊、飲酒、喫煙等子どもの非行へと繋がっていきます。これが沖縄県の典型的な非行のパ

ターンと言えます。

子どもが、養護施設に行く前になんとかしなければいけないと考えると、母子生活支援施設の役割は非常に重要になってきます。

母子生活支援施設で、自立のための支援を受け、生活保護を受けずに済めばもの凄いい経済削減になります。また養育環境を母子で生活しながら整えて、この子たちがまともに育ったら、どれだけの将来への投資になるのでしょうか？自立支援施設や鑑別所の子どもたちを見れば、初期の投資がいかに大切であるかがわかると思います。夜、親がいない乳児期や学童児を親に変わる大人の下で、安心して過ごせるように社会的養護の充実を図るためにも夜間学童の併設も重要かと思います。

沖縄県でもぜひ社会福祉法人の母子生活支援施設の開設を実現させて下さい。若年出産した子どもたちやDVを受けている方たちの受け皿を作る必要があります。私がやりたいです。私にやらせてください。主旨をご理解いただき、ご高配賜りますようよろしくお願い致します。

小規模住居型児童養育事業所

仲松ホーム

仲 松 美 智 子

7 . 松本 啓太 様 提出資料

子どもシェルターの役割と法制度

～ 子どもの権利擁護の観点からシェルターの目指すもの～



弁護士が関わる子どもたち ～ 子どもの人権が問題になるとき～

- ・ **非行** → 少年事件の付添人活動
- ・ **虐待** → 児童相談所の囑託
(施設入所承認申立, 親権停止申立等)
- ・ **いじめ** → 学校交渉, 加害者交渉
- ・ **体罰, 校則, 学校事故** → 学校交渉
- ・ **児童買春, 児童ポルノ**
→ 子どもが被害に遭う刑事事件の弁護士
- ・ **離婚における子ども**
→ 親権者指定・変更, 面会交流, 養育費等
- ・ **戸籍がない子**
- ・ **子どもの貧困** e t c . . .

子どもの人権とは

児童の権利に関する条約（1994年批准）

父母から分離されない権利，意見表明権，**生存発達権**，父母の養育責任と国の援助，虐待・放置・搾取等からの保護，家庭環境を奪われた児童の養護，障害児の権利，社会保障を受ける権利，教育についての権利，経済的搾取・有害労働からの保護，性的な搾取・虐待からの保護，誘拐・売買・取引の防止，被害児童の心身回復と社会復帰，etc・・・（全54か条）

一人ひとりの子どもがその秘めている能力を最大限に発達させ，健全に成長する権利

子どもの権利思想の展開

従来の考え方

- ・ パターナリズム（不完全性，未成熟性）
- ・ 保護の客体



近年の考え方

- ・ 一個の独立した人格として尊重
- ・ 権利の主体

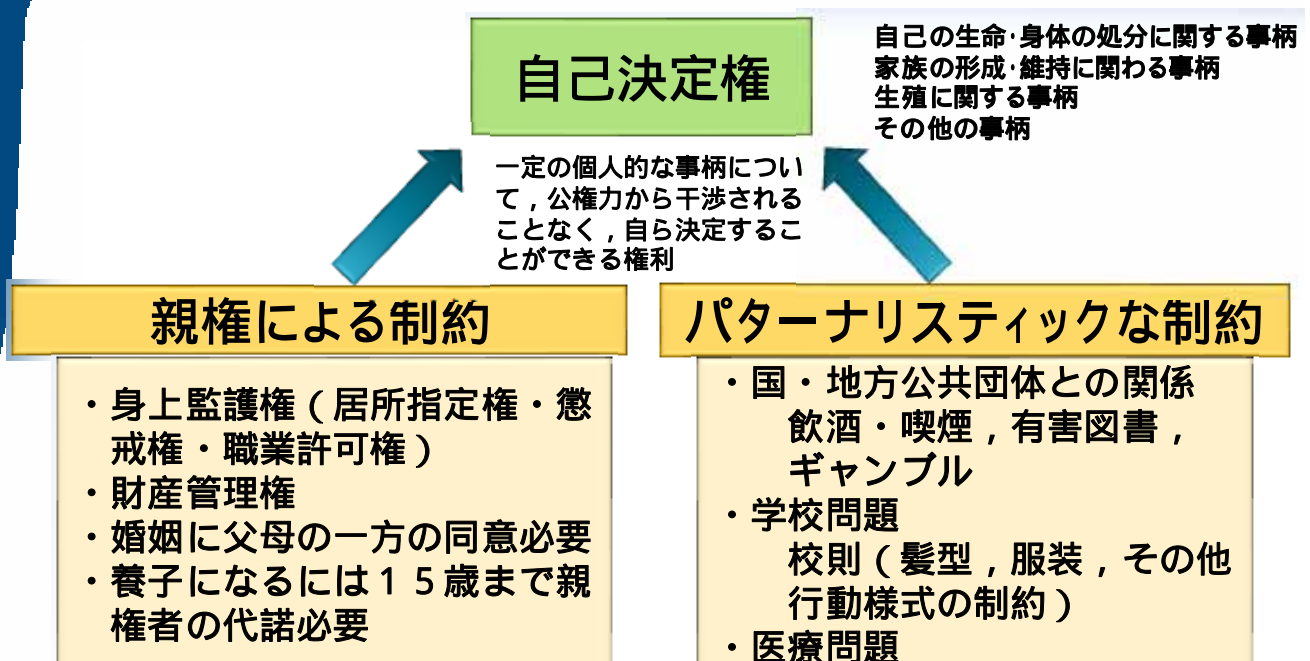
少年非行の防止に関する国連指針 (リヤド・ガイドライン, 1990年)

「幼児期からその人格を尊重および促進しながら社会全体が努力する必要がある。」

「青少年は社会のなかにあって積極的な役割およびパートナーシップを担うべきであり、単に社会化または統制の対象と見なされるべきではない。」

**子どもと大人は対等かつ全面的なパートナー
大人は子どもの支配者ではない**

子どもの自己決定権



親権とは

親権

親子という固有の身分関係から派生する、
未成年の子どもを監護養育するために親に認められた権利義務の総称

- ・ 身上監護権（民法 820 条）
（居所指定権・懲戒権・職業許可権）
- ・ 財産管理権（民法 824 条）
（法定代理権・同意権）

親権を考える際の視点

親のための権利としてとらえるべきでない



親の「義務」「責任」として理解されるべき

子どもの最善の利益を考えることが重要！

沖縄の社会，家族・親たちの現実

社会

貧困（経済状況や雇用状況の悪化，失業）

完全失業率（総務省統計局労働力調査都道府県別完全失業率平成26年） **5.4%**（**全国1位**，全国3.6%）
1人あたり県民所得（平成23年度県民経済計算について，内閣府経済社会総合研究所） **201万8千円**（**全国最下位**，全国平均291万5千円）
生活保護率（社会福祉行政業務報告2011年厚労省）
 人口千人あたり**22名**（**全国3位**，全国16.2）
非正規雇用率（総務省統計局平成24年就業構造基本調査）
44.5%うち**若年者50.4%**（**全国1位**，全国38.2%うち若年者35.3%）
社会保険に加入していない事業所（平成26年度沖縄県労働環境実態調査報告書） **18.2%**
年休制度のない事業所（同上） **37.4%**
育児休業制度を採用していない事業所（同上） **48.6%**

地域コミュニティ機能の弱体化，孤立

核家族率（親族のみの世帯に占める核家族世帯の割合，2010年国勢調査） **87.32%**（**全国10位**，全国84.62%）
近所の人とのつながり（平成25年度全国学力・学習状況調査）近所の人に会ったときは挨拶をしていると答えた小学生の割合**56.6%**（全国65.0%），中学生の割合**51.0%**（全国56.9%）
 地域の大人（学校や塾・習い事の先生除く）から褒められたことがあると答えた小学生の割合**18.0%**（全国21.1%），中学生の割合**29.5%**（全国31.1%）
地域の行事への参加（同上）今住んでいる地域の行事に参加したことがあると答えた小学生の割合**21.4%**（全国35.8%），中学生の割合**13.3%**（全国16.7%）
自治会加入率（那覇市，2013年8月27日琉球新報）**20.9%**

家庭・親たち

貧困（家庭環境・就労・経済状況の悪化）

離婚率（2013年総務省人口動態調査）
 人口千人あたり**2.59**（**全国1位**，全国1.84）
ひとり親世帯率（全世帯数に占めるひとり親世帯（父子・母子家庭）の比率，2010年国勢調査） **3.06世帯**（**全国1位**，全国1.63世帯）
母子世帯の就労形態（平成25年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査）
 パート・アルバイト・臨時職が**47.1%**で最多
母子世帯の母親自身の年間就労収入（同上）
平均155万円
母子世帯の暮らし（同上）大変苦しい，苦しい，やや苦しいが**80.9%**
就学援助（2014年2月15日琉球新報）2012年度に援助を受けた県内小中学生**2万8055人**，受給者率**19.26%**（5.2人に一人）
保護者の教育参加（平成25年度全国学力・学習状況調査）家の人（兄弟姉妹除く）が授業参観や運動会などの学校の行事によく来ると答えた小学生の割合**71.9%**（全国79.6%），中学生の割合**34.0%**（全国48.4%）

子育ての孤立化，子どもの放置

合計特殊出生率（2011年都道府県別女性の年齢別出生率および合計特殊出生率，2012.12人口問題研究） **1.86**（**全国1位**，全国1.45）
15歳～19歳の女性の出生率（同上） **1.086%**（**全国1位**，全国0.464%）
乳幼児一般健康診査受診率（平成23年度地域保健・健康増進事業報告（厚労省，沖縄県））1歳6ヶ月児**85.5%**（全国94.4%）3歳児**81.1%**（全国91.9%）
母子世帯の母親の相談相手（平成25年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査）
 「相談する人がいない」と答えた人の割合**7.5%**
母子世帯の就労している母親の平均帰宅時間（同上）
 交代制のため不規則**9.2%**，0時以降**10.9%**
夜間子どもだけで過ごす子ども（2010年2月19日沖縄タイムス，同紙によるアンケート調査）
 「夜子どもだけで過ごしている子がいる」と答えた教員の割合**56%**

沖縄の子どもの現実

家庭

経済的貧困

病院に行けない（2010年2月19日沖縄タイムス，同紙によるアンケート調査）
 「病气やけがでも病院に行けない子どもがいる」と答えた教員の割合**31.1%**
家計の負担（2010年「子どもの貧困に関する高校生の実状」沖縄県高教組）
 「アルバイト料を家計の足しにしている生徒がいる」と答えた教師の割合**65%**

孤立

朝食の欠食率（平成23年度沖縄県民健康・栄養調査）1歳から6歳の子どもの朝食欠食率 **16.4%**（全国7.2%）
孤食（平成25年度全国学力・学習状況調査）家の人（兄弟姉妹除く）と普段夕食を一緒に食べていると答えた小学生の割合**66.4%**（全国70.9%），中学生の割合**50.2%**（全国59.6%）
親子のコミュニケーション（同上）家の人と（兄弟姉妹を除く）学校での出来事について話していると答えた小学生の割合**41.8%**（全国47.2%），中学生の割合**30.5%**（全国34.8%）

出生

保育園幼稚園

待機児童問題

5歳児問題

小学校

小学校の不登校（文科省平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）
 人口千人あたり**4.2名**（**全国11位**，全国3.6）

中学校

中学校の不登校（同上）
 人口千人あたり**30.4名**（**全国7位**，全国26.9）
学力テスト（平成26年度全国学力・学習状況調査）
 中学校4教科で**全国最下位**
卒業後の進路未定者（平成26年度学校基本調査）
3.19%（全国0.84%）
高校進学率（同上） **95.8%**（**全国最下位**，全国98.48%）

高校

高校の不登校（同上）
 人口千人あたり**30.3名**（**全国2位**，全国6.7）
高校中途退学率（同上） **2.1%**（**全国4位**，全国1.7）
卒業後の進路未定者（平成26年度学校基本調査）
14.5%（全国4.5%）
大学進学率（同上） **37.7%**（**全国最下位**，全国53.8%）

大学・専門

成人

ニート

ニート（若年無業者）（総務省統計局労働力調査平成26年）年齢15歳～34歳の非労働力人口のうち，家事も通学もしていない者**1万5千人**，人口比率**4.6%**（**全国1位**，全国2.1%）

虐待

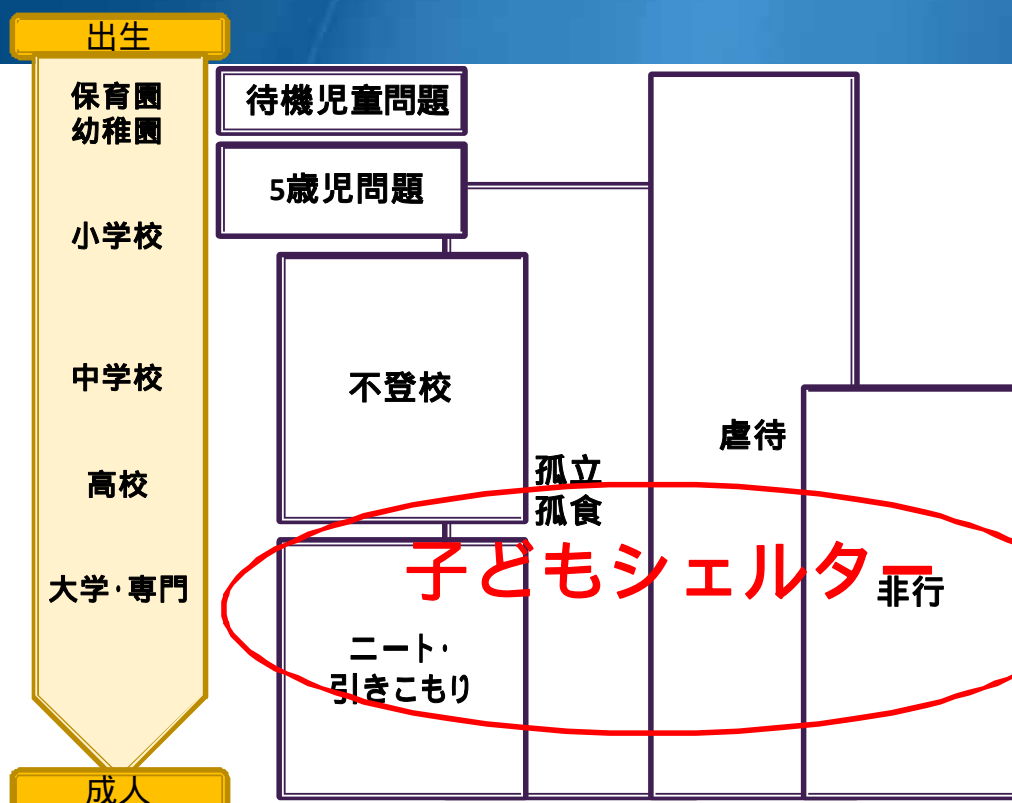
非行
全刑法犯に占める少年の割合全刑法犯（3,960人）に占める少年（1,315人）の割合は**33.2%**（**全国2位**，全国25.1%）

子どもの人権の危機

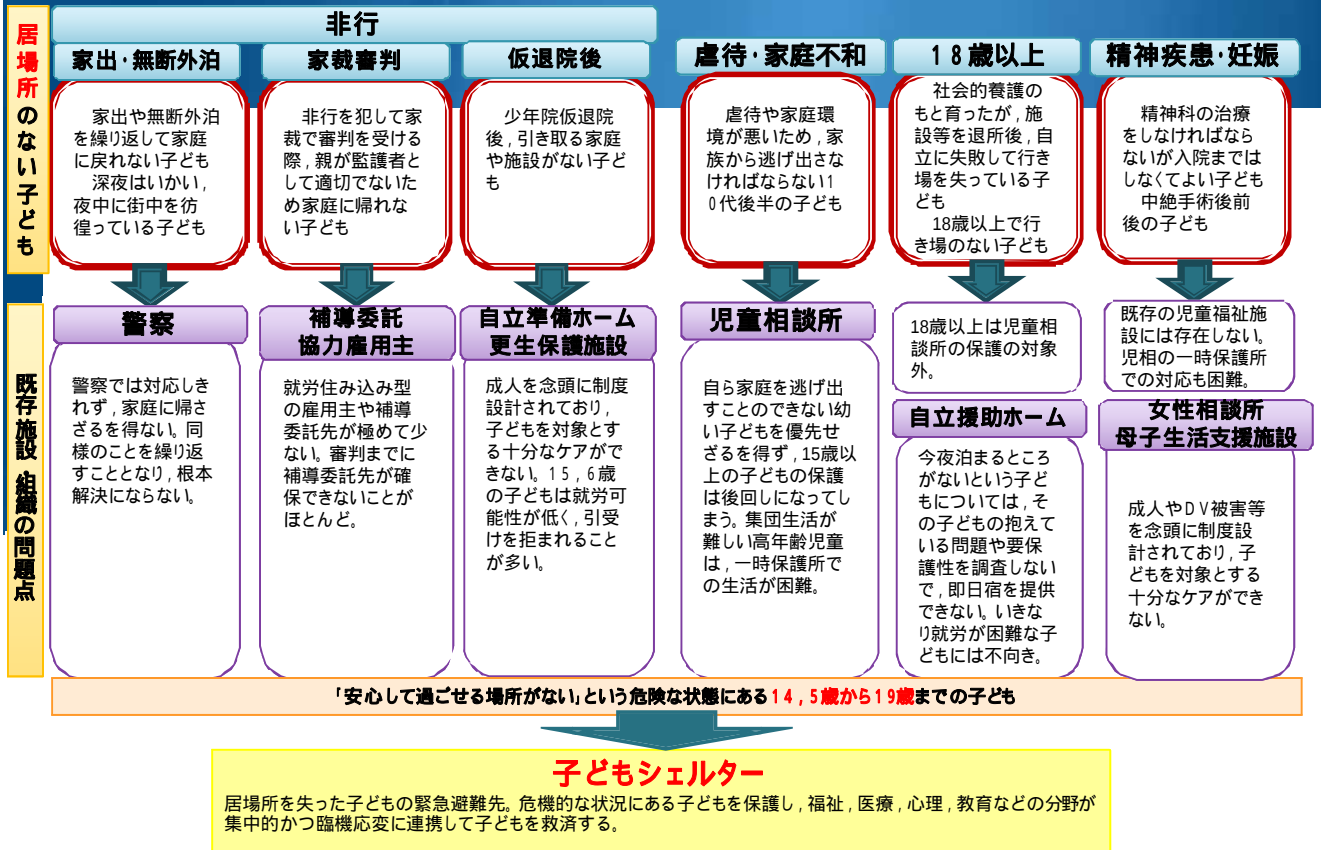
貧困や地域コミュニティ機能の弱体化，子育ての孤立，子どもの成長にとって不可欠な関係性の希薄化等が，**沖縄の子ども**の健全な成長に大きな影響を及ぼしている。

子どもの居場所を確保して関係性を回復する等子どもを支える社会的基盤を強化しなければならない。

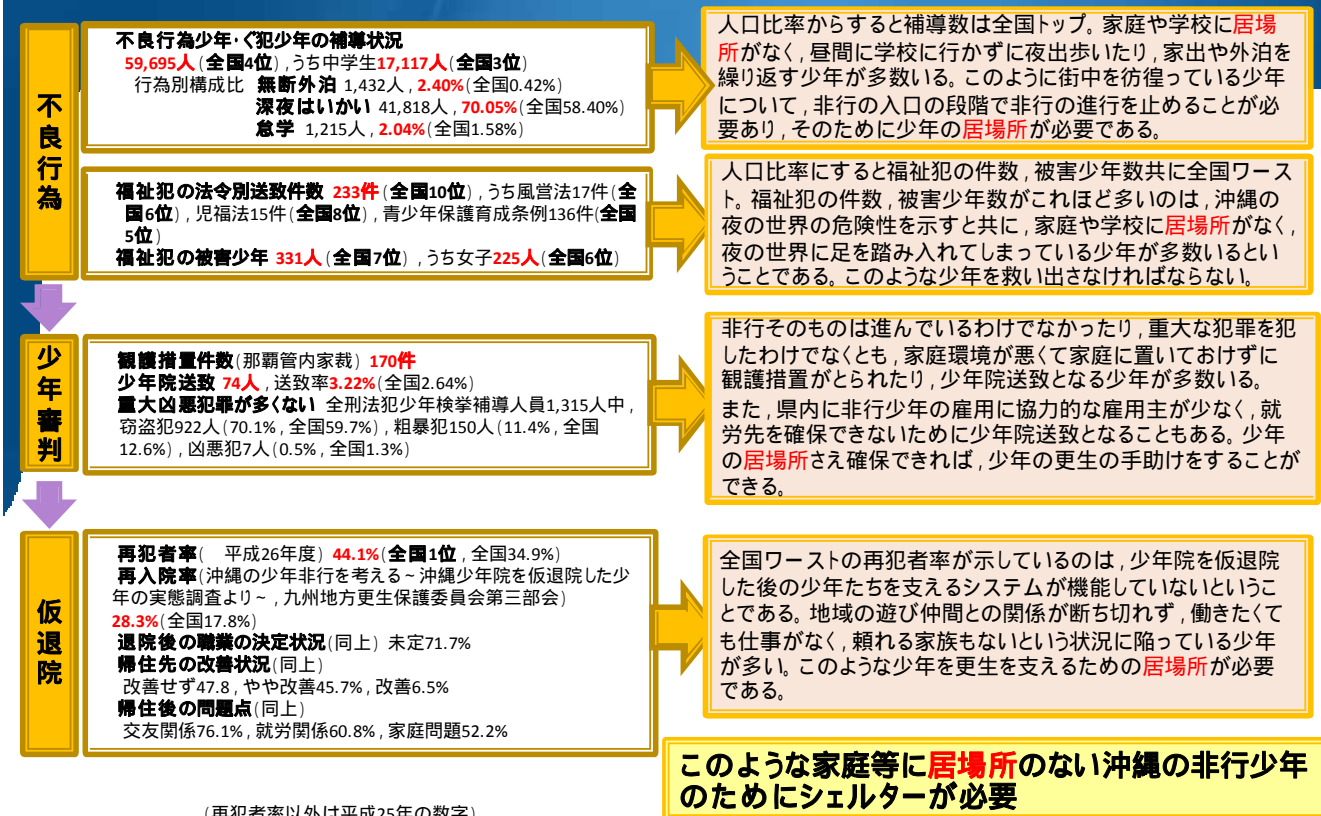
居場所を失った子どもたち



子どもシェルターの必要性



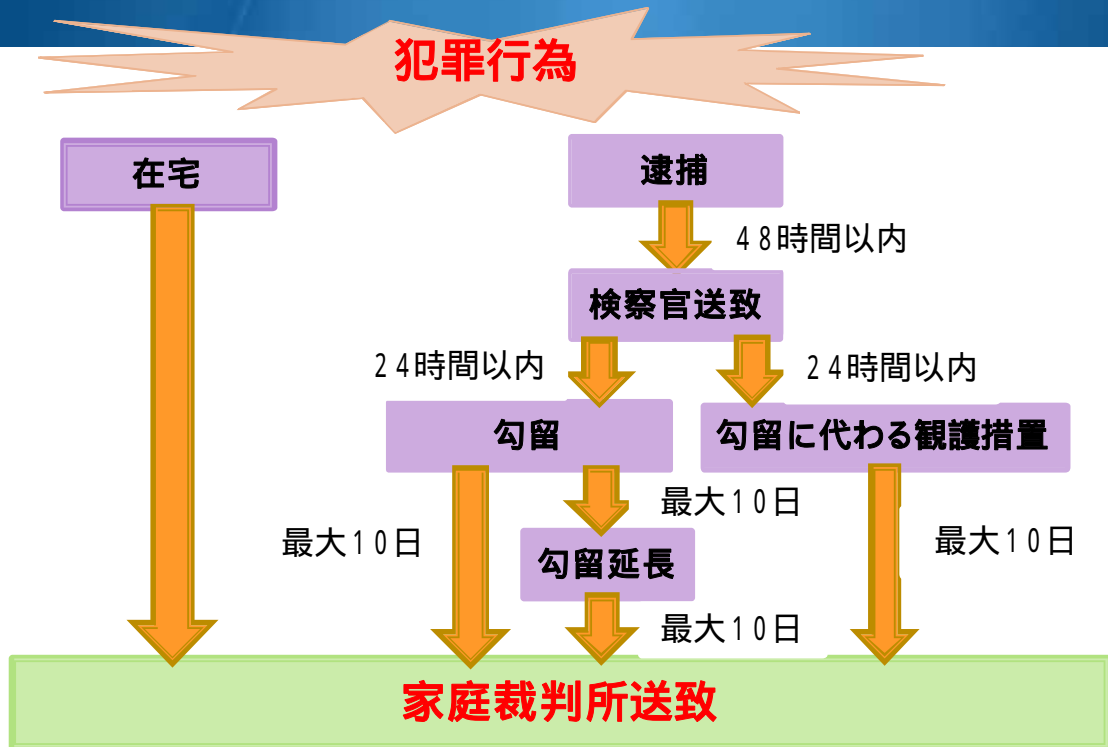
居場所のない非行少年



(再犯者率以外は平成25年の数字)

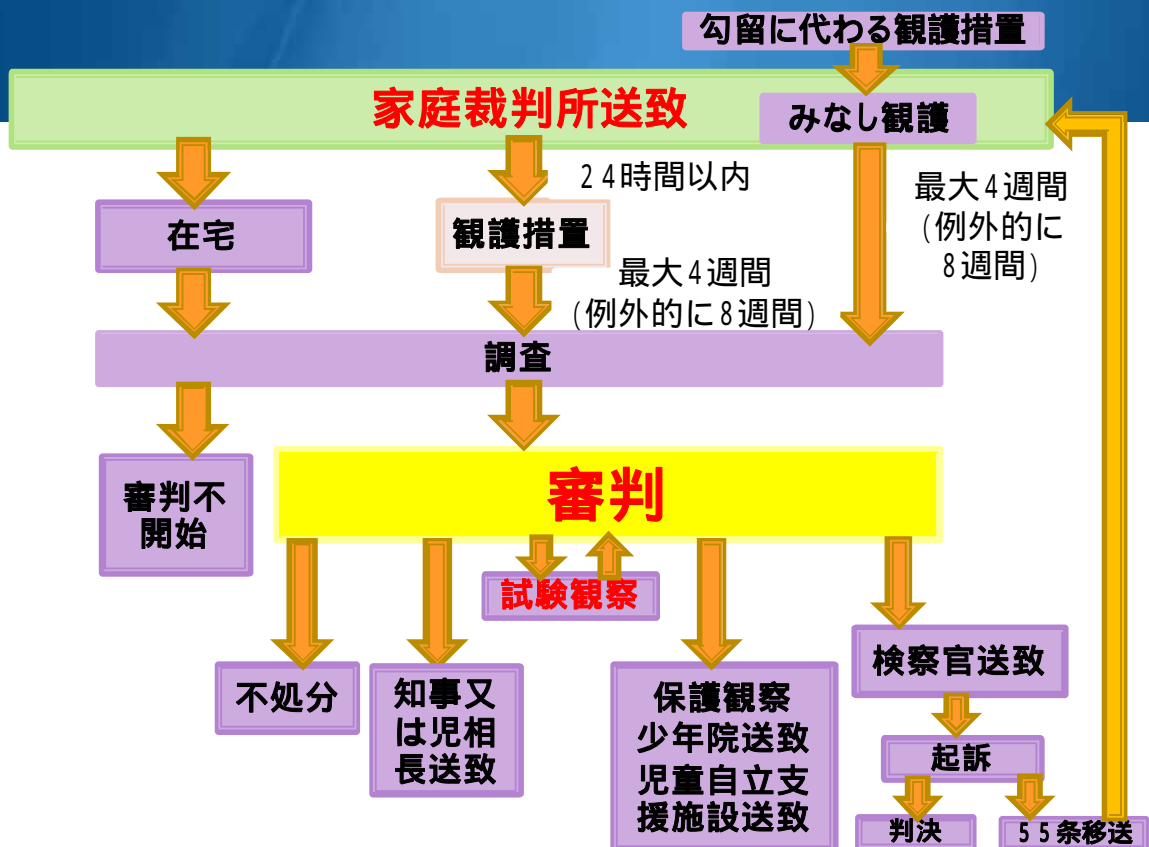
少年事件の流れ

捜査段階・弁護人として活動



少年事件の流れ

家裁送致段階・付添人として活動



非行克服の流れ

非行克服に大切なこと

- 居場所の確立(心理的居場所)
- 自尊感情の回復(自分を大切にしなければならないという思い)
- 目標を持つこと(小さい目標から大きな目標へ)
- 自分を必要としてくれる人々や場所と出会うこと

非行克服支援の4段階

- 第1段階 傾聴・受容で信頼関係を形成する
- 第2段階 自己肯定感を高め、安定化の土台を作る
- 第3段階 行動変化に向けて、心の内に働きかける
- 第4段階 自立に向けた社会的な生活訓練の実施

子どもシェルターとは？

- 安心して生活できる居場所がない子どもが利用
- 主に中学卒業～20歳未満が対象(それ以外でもOK)
- 大きな建物ではなく普通の家を使用
- 大人(スタッフかボランティア)がいる家で一緒に生活
- 保護と自立支援(子ども担当弁護士、他機関連携)
- 2か月くらいを目処に、次の居場所を見つけて退所
- 定員は5、6名程度だけど、実際にいるのは2～3名

子どもシェルターが目指すもの

居場所がなく傷ついた子どもたちに寄り添い、心身に負った傷から回復するための安心で安全な生活環境を提供し、子どもたちの自立を支える。

信頼できる大人との関係を築く。

子どもたちに愛されていることの実感を得てもらう。



子どもの成長発達の権利を擁護する。

支援の基本姿勢

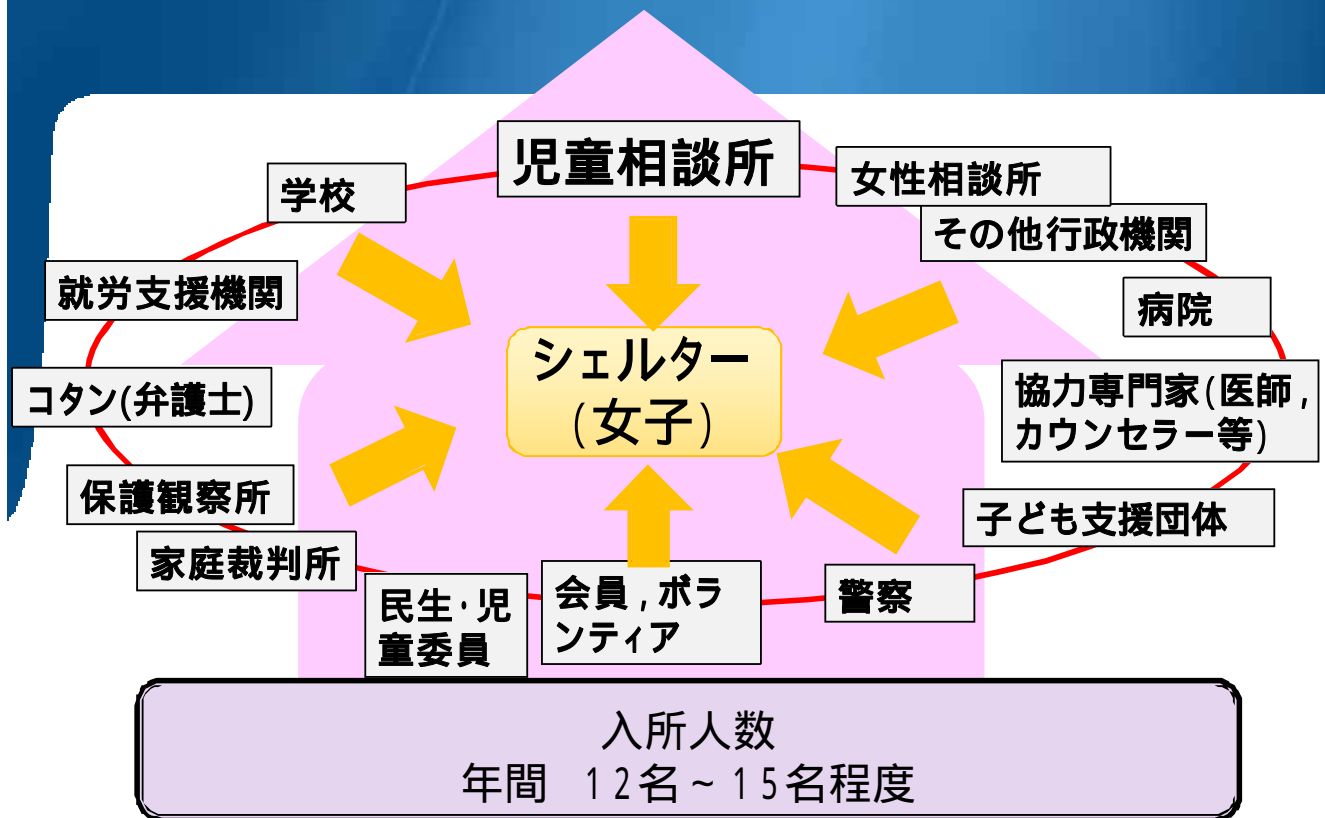
家庭的で居心地の良い暮らしを提供する。

子どもたちの人格を尊重し、子どもたちをあるがまま受け入れ、認めた上で支援する。

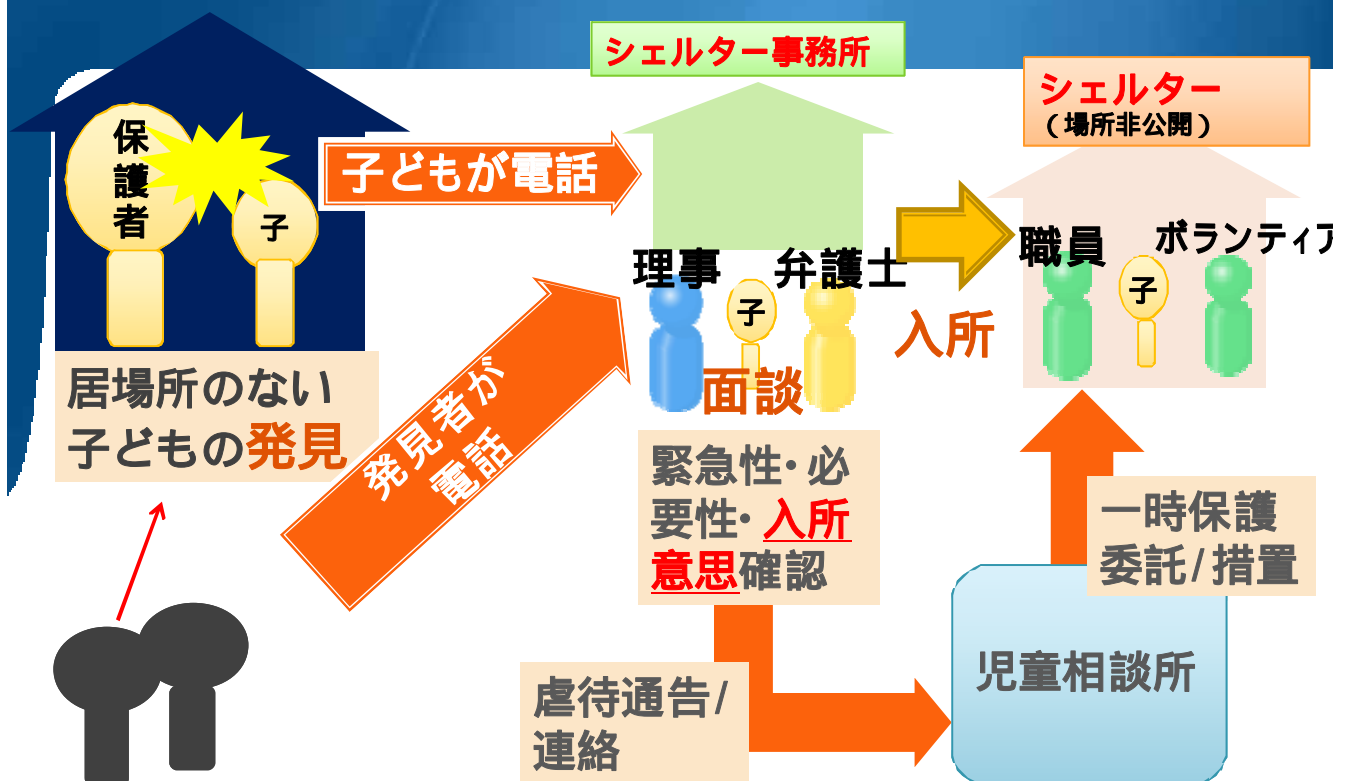
“ 見守る・寄り添う ” ことが大切。

子どもたちが本来持っている力を信頼し、回復をサポートする。

子どもシェルターへの入所ルート



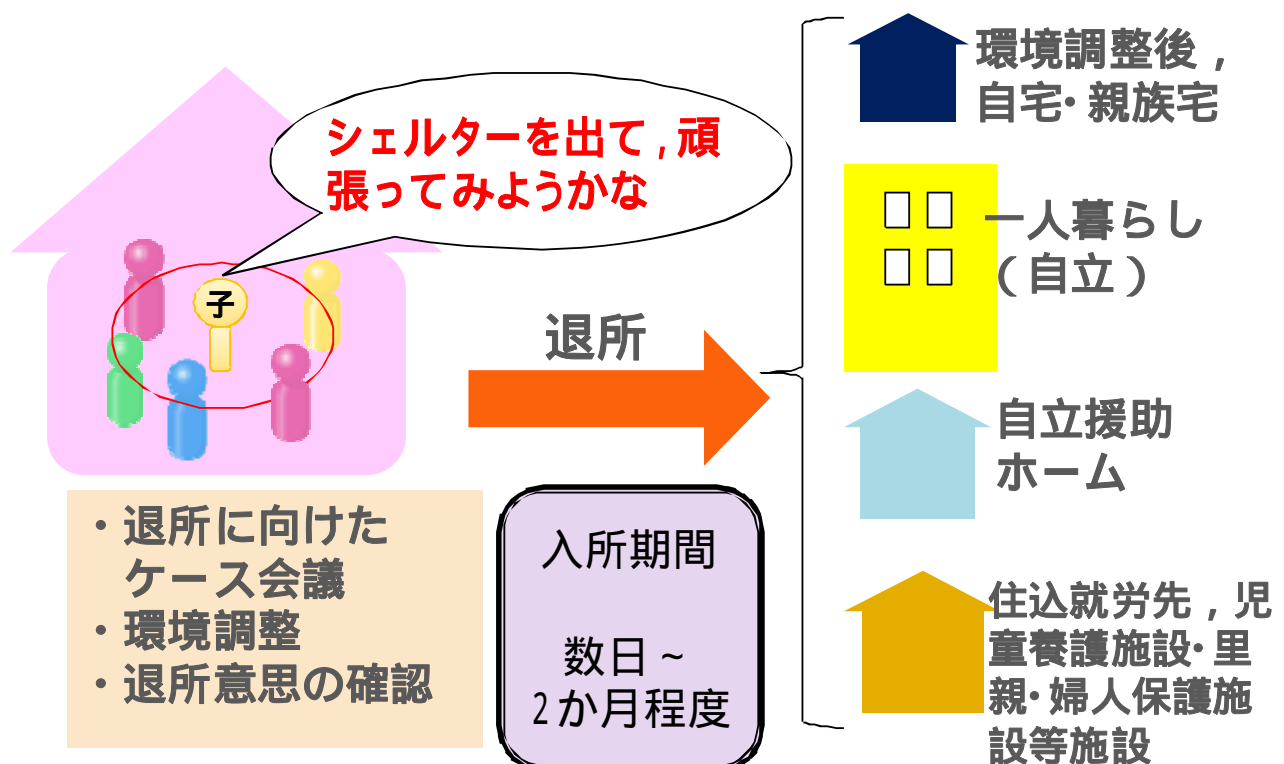
入所までの流れ (イメージ)



入所中の支援内容

安全な居場所と個室の提供
温かいご飯の提供
子ども担当弁護士 = 子どもの相談相手
& 親権者との交渉窓口 & 法的手続の支援
病院等の受診同行, カウンセリング
子どものニーズに合わせた生活支援
自立支援・・・家事等の生活訓練, 就職・就学支援, アパート探しや一人暮らしの準備の支援など（他機関連携）

退所の流れ（イメージ）



子どもシェルターの制度上の位置づけ

●自立援助ホームとは、委託を受けて**児童自立生活援助事業**(児童福祉法第6条第1項)を行うための「共同生活を営むべき住居」(同法第33条の6第1項)

●子どもシェルターは、平成23年7月19日の児童自立援助事業実施要綱改正により、**自立援助ホームとして、委託を受ける。行政からの措置費あり。**

●その結果、制度上は、**子どもシェルターは自立援助ホームの一類型**である。

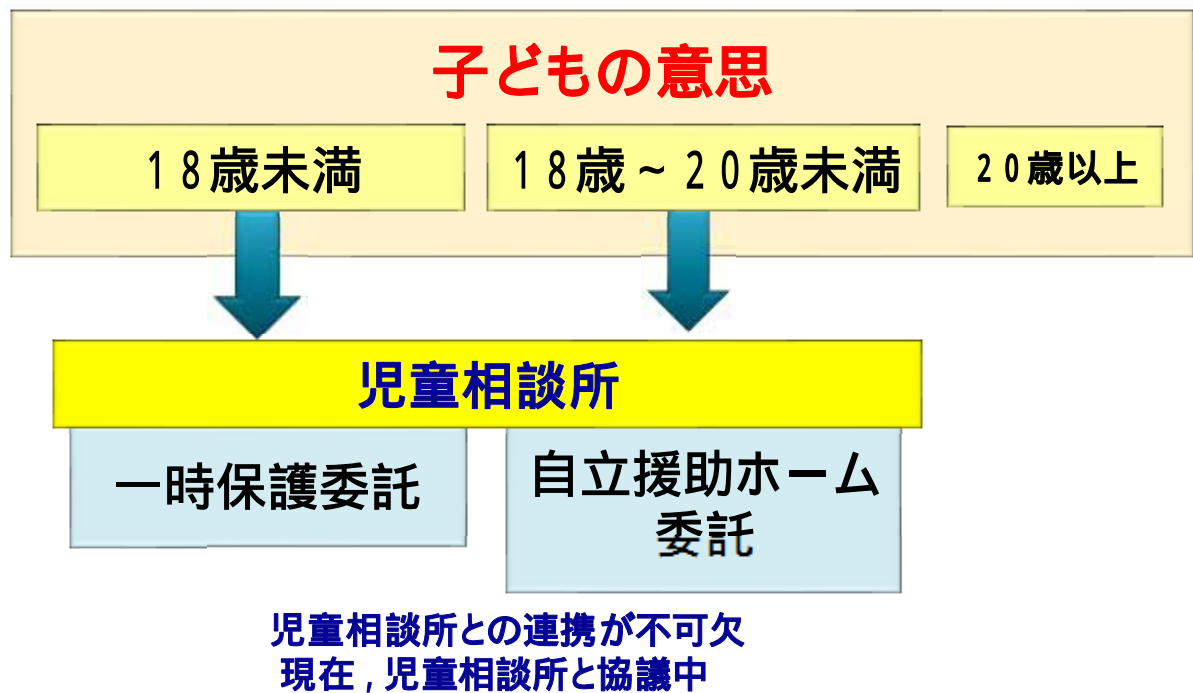
●もっとも、緊急一時保護の場として“**一時保護所の代替補完機能**”という側面。**就労自立の前段階にある子ども**を対象。自立援助ホームとは異なる役割をも担う。

自立援助ホーム入所には保護者の同意不要、18歳以上も可能。

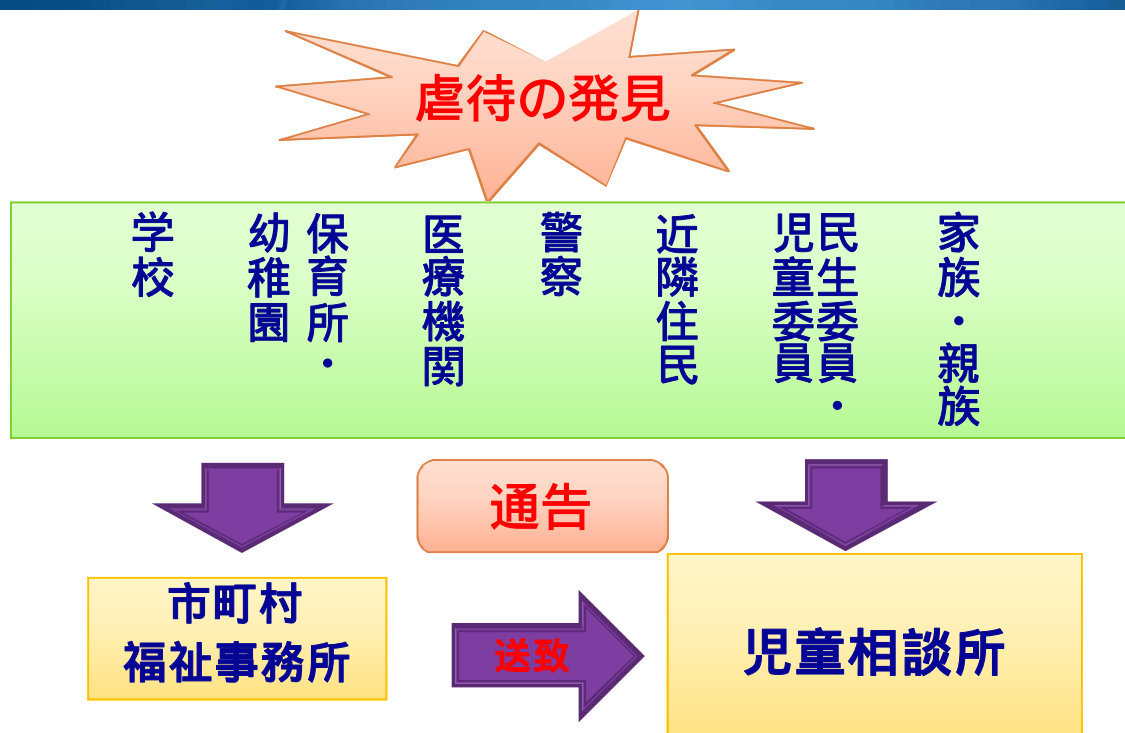
子どもシェルターと自立援助ホームの異同

	シェルター	自立援助ホーム
制度	児童自立生活援助事業	児童自立生活援助事業
対象年齢	中学卒業～20歳未満	中学卒業～20歳未満
滞在期間	2か月程度	半年～1年程度
滞在中の主な活動	退所先を決める (原則在所&外出時同行必要)。	働いて自立資金を貯める(日中不在)。
親権者の態度	緊張状態が続いている。	同意または放置されている。
場所の秘匿	近所にも秘密。	地域と連携。

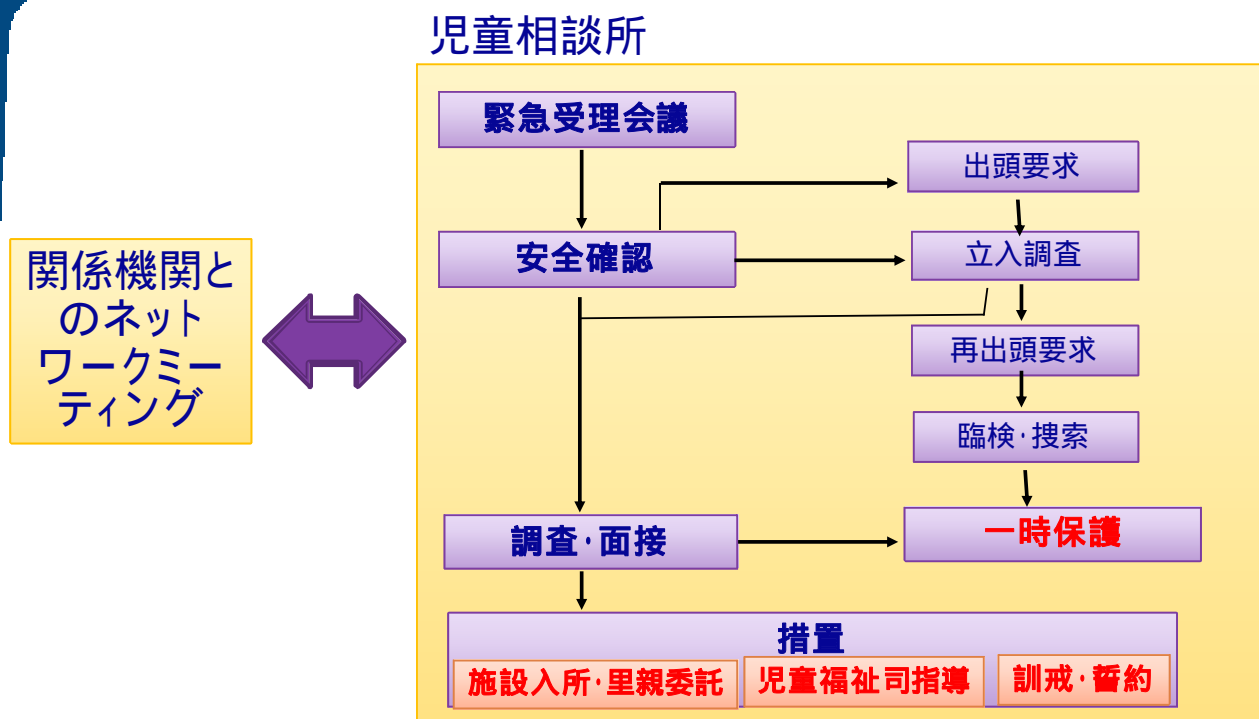
子どもを預かる権限 ～ 親権に対抗できるのか～



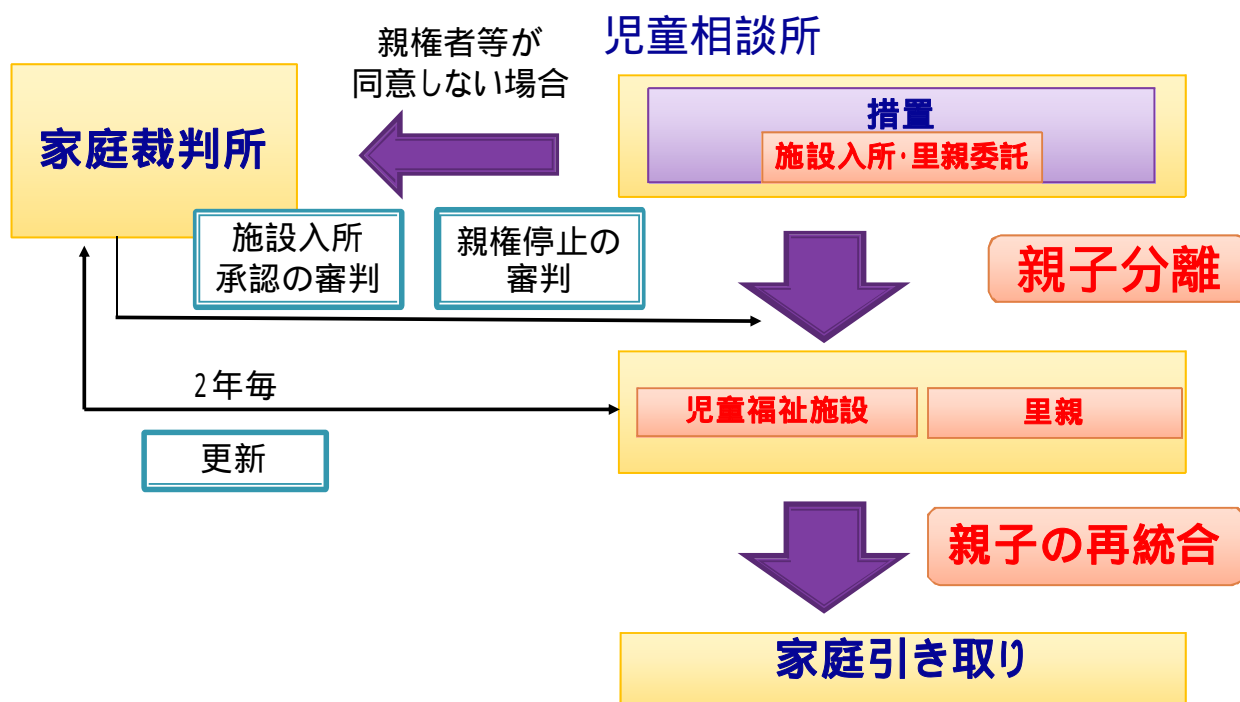
児童相談所の被虐待児救出の流れ



児童相談所の被虐待児救出の流れ



児童相談所の被虐待児救出の流れ



一時保護

一時保護の必要性

児童相談所長が必要であると認めるとき
(児福法 33条)

保護者の同意不要 (告知は必要)

一時保護の場所 一時保護所, 一時保護委託

期間と延長 2 か月, 必要があるとき延長

子どもシェルターの運営

➤ シェルターの概要

◆ ヒト・モノ・カネ

ヒト



正職員



ボランティア



子ども担当
弁護士



協力専門家・
支援機関・行政機関

モノ (建物)

改修費

賃貸料

助成金等 月10万

カネ

措置費

寄付金/会
費/助成金

約1600万

約400万

➤ スタッフ・関係者

◆ 正職員スタッフ

(3名を予定)

◆ ボランティアスタッフ

◆ 子ども担当弁護士

◆ 協力専門家・支援機関

入所中・退所後支援

◆ 行政機関ほか

NPO法人子どもシェルターおきなわ(設立認証申請中)

運営上の課題

- 1 限られた期間での支援（保護と支援のバランス）
- 2 退所先の不足（自立援助ホーム，ハーフウェイホーム設置）
- 3 制度上の位置付けが不十分
- 4 人的・物的基盤が脆弱
- 5 利用者の行動制限（携帯電話，外出制限等）
- 6 アフターフォロー

おわりに ～ 設立趣意書より～

全ての子どもが愛情に包まれながら夢と希望をもって健やかに成長することができる社会を目指して

子どもは，未来を担う「社会の宝」であり，無限の可能性がありま

す。

子どもは，成長の途中にあり，成長発達する権利を持っています。

そして，大人には，子どもの成長発達を支える責任があります。子どもが，周りの大人たちに支えられることなしに自分一人で生きていくことは，とても難しいことです。周りの大人たちから適切な保護と援助を受けることなしには，子どもが持っている力や可能性を伸ばすことができません。

しかし，この社会には，居場所がない子どもたちがいます。

私たちは，このような居場所を失った子どもに安心して暮らせる場所を提供し，子どもに寄り添い，子ども一人ひとりをかけがえのない大切な存在として自立を支援していきます。福祉，医療，法律，心理，教育など，様々な分野で子どもたちと関わっている大人が子どもを支援するための大きな輪を作り，輪の中心にいる子ども一人ひとりが明るい未来を迎えることができるよう共に歩んでいきます。

8 . 山城 康代 様 提出資料

児童館と子どもの貧困

平成 27 年 11 月 16 日（月） N P O 法人 りんく・いしかわ 山城 康代

児童館の成り立ち

戦前のセツルメント（生活館・隣保館・地区福祉館等）の児童クラブが原型となっている。経済的事情や就労によって、家庭での養育が行き届かない子どもを主な対象として組織され、それらの子どもの遊びを通して集団的、個別的に指導を行ったものである。

児童館とは

対 象 児 童	全児童 0 ～ 1 8 歳の児童
子育て支援	子育て中の保護者 地域の方 午前中は乳幼児を連れて遊べる広場がある。子育ての孤立を防ぐ親の子育てを支える。
料 金	無料
	いつ来ても、いつ帰ってもいい自由度がある
目 的	児童の遊び及び生活の援助と地域における子育て支援

児童館から見えることも

土曜日は学校が休みのため、朝から子ども達が来館する、お昼時間になると「お昼をたべてからまた来てね」というと「ごはんがない」「家がしまっている」などの子ども達が存在する。放課後児童クラブはお金がないといけない場所である。自分の子どもが放課後どうやって過ごしているか？安全はどうだろうか？と考え、放課後児童クラブに入れてもらえる子どもは幸せである。

実際、自分の子どもが放課後、どこで何をしているか気にならない親がいて、ご飯を食べているのかさえも気にしない親もいる。ネグレクトや虐待を受けている子ども達は特にそうである。長期休みは学校も目が届かない、という子ども達が存在する。

・中学校で非行に走る子の家庭背景はとても厳しい。家の中でアル中の親が毎日のように喧嘩している中で過ごしていた子や、親の都合で何度も養護施設に入所させられている子など、子どもの背景を社会でどうにか支えていかなくては、この子たちの居場所は未熟な子ども達同士の集団となり、未熟なために反社会的な行動を起こしてしまう。

・家庭環境が整っていない子どもは、はじめから学習へのハンディがある、塾に行けずに勉強についていけない、親も高校へという思いもない。子ども達の貧困は相対的貧困であるがために目に留まりにくい。社会的貧困であるという地域の理解も必要である。

児童館での取り組み

児童館は**無料で利用できる施設**である。そして、0～18歳までの子ども達が来る事ができる施設である。不登校の子ども、居場所がない子どもも自由に来ることができる。

沖縄県内の児童館では子ども食堂や学習支援の取り組みが始まっている。地域と一緒に児童館に来る子ども達も一緒にご飯を作り、一緒に食べる。誰が、対象の子なのかはわからないけど、一緒に楽しくご飯を食べる。子どもが自分を受け入れてもらえ、安心していられる居場所を作っている。

塾に行けない子は、生活保護の子ども達や一人親の家庭だけではない、その狭間でどこにもつながらない子どももいる。誰でも来ることができる勉強の場所とその子の居場所が必要である。

子ども食堂も学習支援も事業をするためには、対象の子を事業につなぐために地域と一緒にになり、事業運営をしていくことが大切であると考える。

小学校区に児童館を

子どもの生活圏は歩いて行ける距離である。学校の中でも不登校や非行など、居場所のない子ども達がいる。放課後子ども教室もあるが、学童期は子ども同士で学び合う事が大切な時期である。大人が作った型にはまった遊びではなく、子どもが主体となり、遊びを考え、時にはぶつかりあいながら、社会性を育む。地域とつながり合う事ができる児童館だからこそ、子どもを地域で見守り合う事ができる。

子ども子育て新制度に児童館が入っていないが、子どもを預ける事は親支援としては大切だが、子どもを育み、乳幼児の親を支援する視点として、ぜひ、児童館を盛り込んでいていただきたい。

児童館から見える気になる子ども達

- ・ 放任（ネグレクト）
- ・ 家に帰ろうとしない
- ・ D V
- ・ 自己肯定感が低い
- ・ いつも同じ服装
- ・ 顔をみるたび「おなかがすいた」
- ・ 行き場のない中2
- ・ 学習についていけない
- ・ 食事をとっていない
- ・ お菓子が夕食
- ・ 攻撃的
- ・ 休日のごはんは卵掛けご飯
- ・ 保護者とつながらない気になる子
- ・ 言葉が乱暴
- ・ 洋服がやぶれている
- ・ 食事をとっている様子がない
- ・ 季節に合わない服を着ている
- ・ とても束縛されている子
- ・ 家庭内暴力・足や顔に青あざ
- ・ 両親不在・祖母と同居・不登校
- ・ 母家出・父子家庭
- ・ 体臭がきつい
- ・ 朝ごはん何をたべているか？と聞くと驚く
- ・ 食事関係のイベントにしか来ない。お代わり3回
- ・ センターに子供を預けっぱなし
- ・ くる子はいいが来ない子は・・・？
- ・ たばこのにおいがする中学生
- ・ 情緒が不安定
- ・ 急にスイッチがはいる
- ・ 言葉が乱暴
- ・ 4 畳に親子5人で住んでいる
- ・ 虐待をうけている児童
- ・ 17歳で土木作業員
- ・ カップラーメンやお菓子がお昼
- ・ みんなの標的にされる
- ・ 要対協につながっている子
- ・ すぐキレル
- ・ 家庭環境が複雑
- ・ けがをしても病院に行けない子
- ・ 問題行動がいろいろ

9. 與座 初美 様 提出資料



沖縄の子育て環境に関する報告書

～ファミ・サポ活動から見える子どもの貧困～

報告者：與座 初美（よざ はつみ）

NPO法人 こども家庭リソースセンター沖縄 代表

沖縄市ファミリーサポートセンター センター長

沖縄県ファミリーサポートセンター連絡協議会 会長

資格：保育士（幼教）・家族相談士・家族心理士

著書：ファミサポのあゆみ（沖縄＝こども家庭支援の始まり） 実践編

共著：沖縄こども白書（第2章「子どもと家庭」ボーダインク社（2010年3月））

沖縄の保育・子育て問題（第4章 沖縄の子育てと家族支援 明石書店2014年3月）

尊敬する人：マザーテレサ・島 マス・大濱信泉・渡真利源吉・加藤彰彦

好きな言葉：一隅照灯・明珠在掌・マクトソーケーナクルナイサ

子どもの貧困は社会の損失＝身近な事例を挙げて論証＝

2015年11月21日 文責 與座

沖縄県の子どもの貧困を解決するためには、沖縄県「子育て特区」で子育て支援策を充実させることが喫緊の課題である

1．子育て支援現況報告書

- 子育て困難事例報告
- 現場から提言（知は現場にあると信じて・・・）

参照資料 母子家庭 父子家庭 多問題家庭 若年出産・育児・風俗業界で働く女性の子育て支援

2．沖縄県児童虐待問題（2010年～2015年抜粋）

宮古島市継父（21歳）による3歳女児虐待死事件 2015年6月

沖縄市父親（22歳）による生後3ヶ月男児を虐待死事件 2010年5月

うるま市中学生（14歳）赤ちゃん置き去り事件（救命）2015年10月

3、ソーシャルワークの視点から（マクロ・ミクロの視点）

リスク層とは低学歴（力）中卒・高校中退者・技能不足（車運転免許等）・自尊感情の欠如・人間関係（孤立）・親・祖父母も生活困窮家庭（貧困の連鎖）不安定な職業（低賃金・女性の場合は水商売の経験しかない・男性は日雇い労務経験しかない等）親の病気や障害・子どもの病気・障害、若年妊娠・出産・結婚・育児家庭等（NPO活動中ファミリーサポートセンター・ファミ・サポ相談室・ていーだ基金・ヤングママババ応援事業から報告書作成）

子育て困難事例（2005年～2015年）

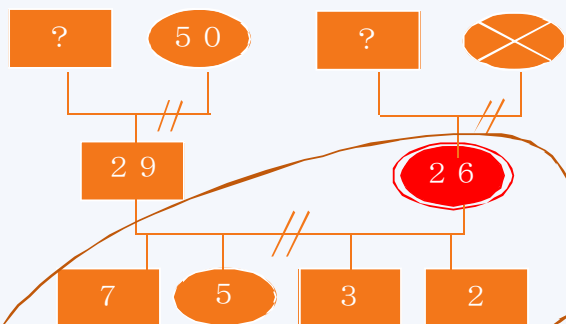
相 談 内 容	関係機関（者）
1.母子（19歳）子ども（1歳10ヶ月）夜勤務時一人置き去り外出（Wワーク・虐待） 2.母子（夜）勤務時3歳の子どもの夜中補導されたのでサポート依頼（類似ケース3件） 3.母子（16歳軽度知的障害）（4ヶ月）の育児困難相談（最近泣かなくなった）祖母49歳 4.母子（25歳）2ヶ月の子どもの車中生活3日目来所（米兵同棲妊娠）（類似ケース2件） 5.母子（30歳）14歳の娘の非行相談及び中学卒業就職先相談（風俗業界借金問題） 6.母子（22歳）4歳&2歳児の預け先がない（夜勤務⇒昼勤務パート）（類似ケース3件） 7.母子（26歳）駆け込み出産で第3子出産 兄弟の預かり相談（風俗業界・借金問題）	児相・（市）子ども課 警察・保護司・就労支援センター・ 学校・教育センター・生保係・フード バンク（市）保育課 保健師・家庭裁判所 （送迎） 家族相談（NPO）・（県）女 性相談所・法律専門家・ファミサポ・一時 預かり・学校・母子自立支援施設
8.母親 精神科入院緊急に1歳の子どもの預け先父親も精神科通院中（類似ケース5件） 9.母親 第1子認可園をやめさせたくない。第2子出産後求職活動を始めたい 10.母親生活困窮（父ギャンブル借金）長男非行 長女性的虐待 次男不登校（朝食支援） 11.母親 <u>幼稚園弁当日休ませる（3件＝2年生保家庭＝小学校修学旅行費が払えないので病気 と言って休ませている。中学校制服代準備できない生活なのに4人目の子どもができた（相談）</u>	（市）子ども課 保育課 障害者支援セン ター・児相・幼稚園・小中学校 児童自立支援施設 学童・教育委員会・ 病院ワーカー 法律専門家・ファミサポ
12.父子（30歳）3歳の子どもの住む場所がない 仕事がない 保育料が払えない 13.父子 学童費5ヶ月分未納退園 預ける先がない（仕事不定期収入不安定） 14.父子（31歳）2歳の子どもの実家の母の家で生活（母生保のため別生活場確保に困難） 15.父子 3名の子どもの世話依頼 父親職場交代勤務有 夜勤時（類似ケース2件）	（市）保育課 ジョブカフェ・社協・学 童・生保係 福祉課・パーソナルサポート センター・ファミサポ・NPO・一時預か りルーム・学童
16.父親 妻の連れ子双子（1歳）と生活、妻がパニック障害で育児困難支援依頼 17.父親（30歳）第1子入院（母親付き添い）第2子（2ヶ月）預かり依頼（代行業8万～9万）	児相（市）子ども相談課・生保係・民生委 員・病院ワーカー・ファミサポ
18.祖父（43歳）19歳娘が1歳児育児放棄家出（恋人ができた）預かり相談 19.祖母（42歳）育児家庭18歳娘が出産後（0歳）家出したケース（類似ケース2件）	生保係・就職支援センター・子育て相談 保育課 一時預かりルーム・ファミサポ
20.夫の連れ子2名母親の連れ子3名（ステップファミリー）夫婦間（6人目）出生。夫失業で、 <u>母親生活困窮生後1ヶ月の子どもの預けて働きたい（妊娠7～8ヶ月で1ヶ月だけでも仕事したいケース有）</u> 21.連れ子（15歳）結婚、夫との間3名出生 離婚調停中母親（30歳 若年出産 DV）	学校・法律専門家・就職支援センター・ 社協・家族相談・保健師・ファミサポ 女性相談所・（市）子ども相談課

子どもの貧困防止のために子育て支援の課題と提言 ＝沖縄の特性を活かす取り組みを・・・＝

課 題	対 応 策 (提 言)
1. 乳幼児期支援の問題 根っこは見えないからこそ大事（乳幼児期愛着形成は一生を左右する一大事） ①乳幼児期の支援体制不足 待機児童問題（認可外保育園も入れない）喫緊の課題 保育園・学童の費用が払えない層（子どもの貧困率と同数字？） 辞職後（辞めざるを得ない）やキャリア形成以前に出産する者多い ②支援者（保育士・幼児教育者）処遇改善と社会的評価の低さ があり、保育士不足を招いている。（保育の質が保てない環境有り）	1.保育園待機児童解消（保育量への対応） 子育て支援策：子ども家庭支援センター市町村毎地域別設置 保育（子育て）ソーシャルワーカーの専門職育成・配置 市町村連携認可園をつくる 夜間保育の充実（東京新宿のエイビィシー保育園）一時保育・ 休日保育・幼稚園5歳児の午後保育の充実 沖縄県（公）立「子ども創造大学（仮称）」設立（保育士育成） 保育士・子育て支援者の待遇改善
2. 子ども家族支援の課題 ○子どもが子どもを産む状況若年妊娠・出産・育児家庭が多い ○親の就職支援 夜勤務経験しかない女性の支援が難しい。 ○負の連鎖＝困難親子の両親・祖父母に遡って調査（事例参照） <u>（例）3歳の子どもの夜中に母を求めて歩いていて補導された</u>	2.「子が宝なら母（親）もまた宝」 母親・父親教育プログラム 若年出産者の親支援プログラム（若年親育成施設） ファミリー（保育）ソーシャルワーカーの専門職養成 看護師・介護福祉士・保育士等資格取得者（母子家庭に限らな い）に奨学金を出すことで自立促進施策（運転免許取得も）
3.「社会全体で子どもを育てる」意識が低い 児童福祉法の適用が遅かった。 出生率・離婚率・失業率も日本一（できちゃった結婚・未婚出産も） 住宅が狭いまたは安心して住める場所がない困窮家庭の多さ 「子は宝」という意識があるので、自己責任で解決する傾向	3.社会投資すべき場所はココ・時期は今 仕事と育児の両立が当たり前になれるような環境整備 【沖縄の具体策】 緊急一時保育できる保育施設をつくる（母子施設限定ではないことが条件） ステップファミリープログラム・子育て世代安価な住居提供
備考 貧困の連鎖を断つ鍵は修学前教育が有効である（米国経済学者ヘックマン研究） 虐待死1歳未満4.4%（背景に望まない妊娠） 沖縄県：持ち家率は46位（2013年） 核家族化率全国上位	備考 垣根の低い子育て相談室があること 多様化する保育ニーズにいかに応えるかが問われている現状 現物支給も現金支給どちらも必要、選択できることがポイント

= 事例 母子家庭ケース =

ジェノグラム



26歳母親と子ども4人の5人家族（母子家庭）

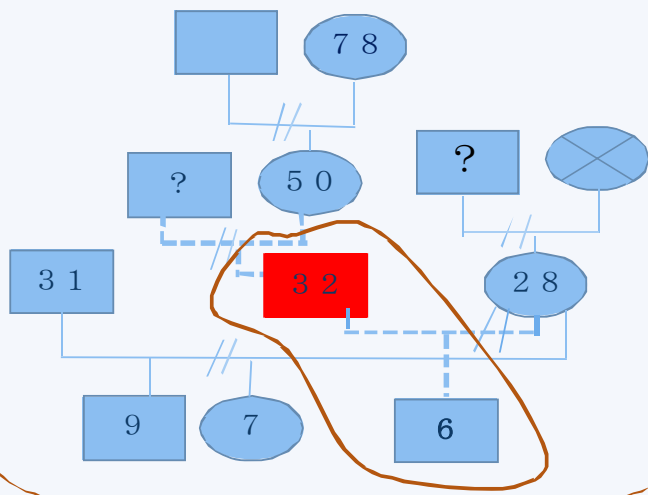
中学校卒業後1年間昼間接客業 2年目から（夜）接客業へ
送迎係彼と出会い同棲結婚（18歳〜）第1子出産2ヶ月目にファミ・サポ利用（深夜勤務4〜5時間＝家賃・光熱費等生活費捻出のため）
再び2年前「こんにちは赤ちゃん事業（助産師）」より3名の子ども
「外出サポート」打診有り「有償なので連絡できなかった」と母親、
夫はキャバクラ勤務しているが近頃生活費を入れない（当時）
子ども週2回支援（子育て支援センター他3時間遊び支援い〜だチケット発行）
別れた理由（別女性妊娠発覚）（県）女性相談所→（県）母子寮を
経て各市へ戻る（母親 診療内科通院中、生保家庭となる）
・保育所入所同行支援（緊急一時保育事業へ繋ぐ）送迎支援継続中
・ファミ・サポ相談室（子育て相談＝養育困難&長男長女発達支援）

・母子寮ケースワーカー中心ケース会議実施（2回）

26歳母親情報＝中卒・姉（28歳）とともに里親のもとで育った（6歳頃〜）
運転免許無 夜仕事の経験しかないため就職支援に困難を要している。
元夫が「子どもに会いたい」という口実で生活保護費支給日に連絡あり困っている。

= 事例 父子家庭ケース =

ジェノグラム



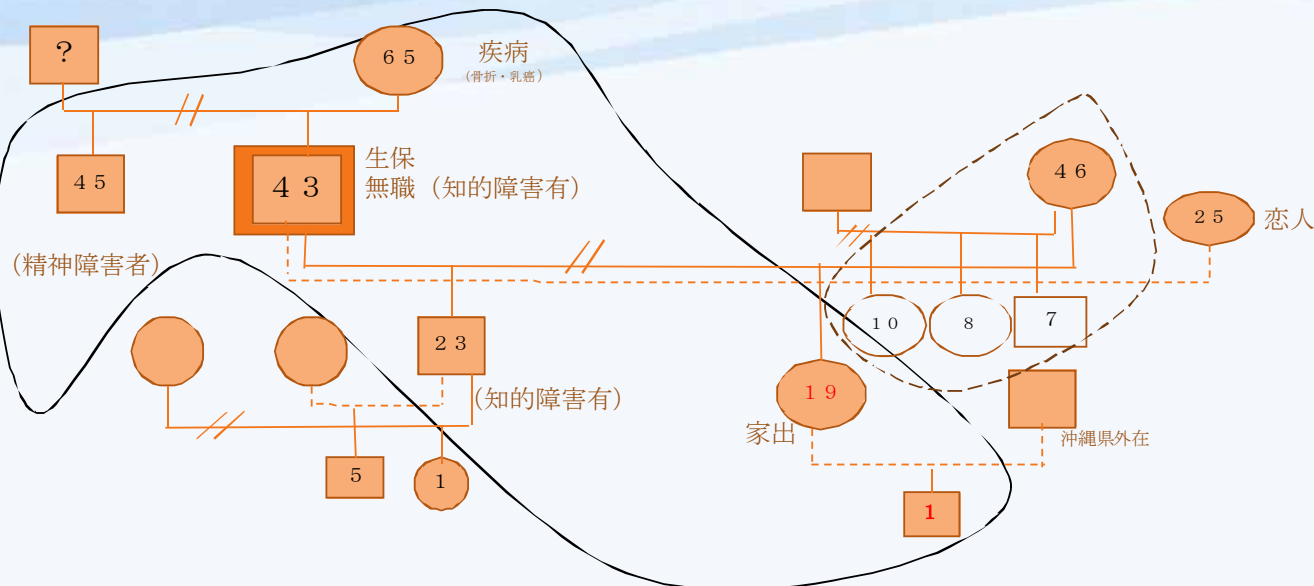
32歳の父親と6歳の子どもの2人家族

事実婚で子連れ（2名）女性と4年間同居したが
解消した。現在父親病氣治療中（生保家庭）
4年間生活費は女性（母親）が（夜）勤務で稼いだ。
父親は3人子どもたちの世話や家事担当、（第二子3
年）幼稚園送迎（1年）ファミサポ活動実施
保育料払えない&父無職のため認可園退園幼稚園児
（5歳）、家に帰りがたらず暴れたり、不登校
（火・木）がありケース会議提案 幼稚園（副園長
&担任）行政担当者（生保・家児相・保育幼稚園
課）ファミ・サポ3者ケース会議（2回）【経過】父親
就労支援実施により半年間就労、病氣発症で就労の見通し
がなくなった、母親も新恋人の元で生活（情報）
小学校と幼稚園の連携体制がスムーズにできた（※）
父親病氣悪化でコザ児相同行支援（里親制度等相談）

○就労相談施設 ジョブカフェ事業 パーソナルサポートセンター
○父・母ともに運転免許なし。母親中卒・父親高校中退
※公立幼稚園の良さ

事例③ 多問題家庭ケース

M家ジェノグラム

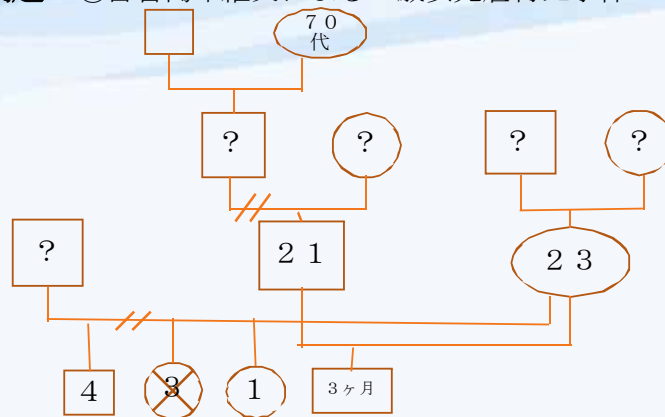


生保・障害者家庭の「1歳の子どもを預かって欲しい」という祖父（43歳）からの相談。母親は家出中（行方不明・19歳）であり育児放棄状態。曾祖母（65歳）が育児責任者でしたが、入院となり、世話できる者がいないという訴え、保育所入所手続き同行支援や一時預かり支援実施。長男（23歳）が実子（1歳）を虐待していたという情報及び実母は再婚し3名の子どもがいるが、3名とも不登校。学校でのいじめや勉強の遅れなど様々な要因が含まれている多問題家族である。
1歳男児が緊急一時保育事業で、早期に就学前教育を受けて適切な育児環境のもとで成長できることを祈るばかりである。

事例④ 若年妊娠・出産・育児家庭&風俗業界で働く女性の子育て支援

若年者出産者 ～ヤングママパパ応援事業～	風俗業界で働く 女性の子育て支援
2012年5月～12月（2クール実施参加者22名） プログラム 講座＋実習＝80時間 生きるとは（愛する・働く・学ぶ） 私が生まれた時・産んだ時 子育て・支援環境（12時間） 働くこと・両立支援（12時間） 法律・人権（子どもの人権・養育費他） コミュニケーション技法・性教育他 母親出産年齢15歳 2名（未婚出産2名） 16歳 2名（未婚出産2名） 17歳 3名（1名結婚離婚再婚2名未婚） 18歳 6名（2名結婚2名離婚2名未婚） 19歳 6名（5名結婚2名未婚） 20歳 2名（2名離婚母子家庭） 21歳 1名（大学在学中業と両立） 実績：就職に繋がった（4名） ：この出会いで交流会が1年に3回実施。 子どもの誕生日祝いやクリスマス会など 自己肯定感が高まった（例 本心が話せた・子育ては大変だと言ってもいい・夢見る力がついた） 実施NPO担当者感想：それぞれの幸せが発見できた。助けてと言える環境の一つ、互いが支えあう関係性（仲間づくり）が出来た事が喜ばしい。高校2年で出産した女性（言葉）：「家族も学校も産婦人科からも堕胎を勧められたが産む決心。実母応援あり4年間で高校卒業した」（事業費＝沖縄県地域子育て創生事業）	○左記プログラム参加者中18名は風俗業界で働いた経験有（当時も働いていた女性7名） ○「ファミ・サボ事業」に関すること 緊急依頼や夜間預かり依頼多い。風俗業界就労（開示者）6名、可能性？約10名 【自ら話した言葉】 家賃が払えないから。電気電話水道ガス代支払いのため、米国人同棲で妊娠6ヶ月、相手に逃げられ住居費用払えず（2名）県外出身で身内がいなかったため女性相談所に送ったケース（2件） 未婚出産、別れ 再婚の繰り返し10代から、子ども3名父親が違うケース有 子育て支援の課題 <u>夜間保育園または夜間学童がほしい。子どもが2名以上の場合送迎に困難があるので、夜間自宅保育（シッター）が格安で使えと良い（飲酒で迎えない場合も）</u> 母子自立支援施設に門限があり夜勤仕事に難しい等相談 *母子家庭の子育ては実家力が決め手 風俗業界で働いていた母親には、親兄弟も同じ業界人が多い。身内がいらない（縁切られた・自分から縁を切った）という者やオーナーに借金返済しないとイケない者 3～5名 （過去に児童売春をしたことがある者5～6名）

沖縄県児童虐待問題 ①宮古島市継父による3歳女児虐待死事件 : 2015年7月28日



継父による児童虐待死事件：神奈川県から沖縄市に生活拠点（**2015年1月～6月下旬**）移した後宮古島市へ祖母を頼って引越した。**4歳**の長男への暴行（母親による警察通報）や妻への暴力（DV）があり、警察、児童相談所も関わっていた。介入時期や方法に対する批判がある。虐待（死亡）の未然防止ができなかった事例である

【背景】子どもの母親と継父が若くして親になり、成育歴に貧困や育ちの不全さが見られる。

そのような環境下で育つ子どもが数多くいる現状。基本働いている親の子ども預かりをする保育所（園）の仕組みを全ての子どもが入所（園）できるようにする必要がある。身近な垣根の低い相談できる場と専門性の高い要保護児童家庭対応の専門職配置が急務と考える。

沖縄県児童虐待問題②

＝沖縄市3歳女児虐待死事件＝

2010年5月：沖縄市で生後**3ヶ月**の男児が父親（当時**22歳**）に頭突き等の暴行を加えて死亡させた。動機について「生活が苦しくて日ごろからイライラしていた。子どもが泣きやまず、ストレスがこみ上げてやってしまった」という供述

母親は、夜職場で働いていた。沖縄市に住民登録を行っておらず、虐待防止ネットワークからの漏れがあった。（実際に住んでいるところと住民登録に違いがある場合の支援の難しさが浮き彫りになった）

沖縄県児童虐待問題③

＝うるま市中学生（**14歳**）赤ちゃん遺棄事件＝

2015年9月：うるま市の女子中学生（**14歳**）が自宅を出産し、ビニール袋に入れて団地の緑地帯に遺棄した事件、泣き声に団地住人によって発見され、病院搬送された、命に別状はない。

女子中学生は、保護責任者遺棄の疑いで逮捕された。「お母さんに相談することもできず、どうすれば良いか分からなかった」と供述している。

母親は昼夜働いていた（妊娠した経緯&女子中学生の保護人権問題&教育・相談機関や家庭支援ネットワークが働かなかったことの解明）

性虐待（被害）に関わった事例

- ①**2010年** 母親からの相談⇒コザ児相通報（**14歳**の兄から**10歳**の妹へ性被害 現在児童養護施設在籍）
- ②**2008年** ファミサボ依頼者 実父からの性虐待（助けを求めた母親から叱責され憎い）
- ③**2012年** **40代**女性兄から性被害 結婚し**2人**の子どもがいるが**10代**の頃トラウマで苦しい
- ④**2013年** **30代**女性子ども預けて迎えが**1日遅れ** 風俗業界（友人紹介・借金返済のため）
- ⑤**2015年** **17歳**高校生が知り合いの公務員男性から性被害にあった

ソーシャルワーク的視点（マクロ＆ミクロの視点）

1. マクロな視点

所得の再分配（子どもの育ちへの事前分配）

働く場の不足及び雇用のミスマッチ（親の経済力で小学校入学時から格差が生じている）

労働問題に関すること＝同一労働同一賃金（正規・非正規という働きを無くす工夫）

具体例（保育士）：児童福祉法 児童福祉施設等設置最低基準（保育士配置基準問題・認可外保育園労働低賃金）

最低基準さえクリアすれば良いという認識が広がり、保育の質が担保されていない実情がある

保育の量と質の保障 子どもの育ちを社会全体で担う体制づくり

現行（保育士一人以上）	改定（保育士一人当り）	保育士賃金に関すること	新設して欲しいこと
0歳児 3人 1～2歳児 6人 3歳児 20人 4歳児以上 30人	0歳児 2人 1歳児 3人～4人 2歳児 5人～6人 3歳児 10人 4歳児 15人 5歳児 20人	（公立）小学校・中学校教諭に匹敵する給与体制（学童保育同様処遇） 保育士になるための方法 ①厚生労働大臣指定の保育課定を持つ大学・短期大学・専門学校を卒業する ②保育士試験に合格する	保育ソーシャルワーカー 子育て支援専門心理士 （県立）子ども（創造）大学設立 学部（現行保育士3年次編入） 専門保育士制度導入（病児・障害児・地域・乳児専門保育士他） 大学院（研究科）

ミクロの視点

ファミリーサポートセンター事業に関する「親子サポートステーションの役割」

アドバイザーの専門職化（コミュニティソーシャルワークとファミリーソーシャルワークの知識と技術必要）

子育て家庭の多様化・複雑化するニーズ増加（沖縄県は有償の仕組みを利用したいが謝礼金の払えない一定の層がある）

有償・地域の担い手という仕組みの良さを活かすためにひとり親支援制度を生保・非課税・年収300万未満（※）家庭無料利用枠設定、

国から補助金増額する仕組みを創ってほしい※金額設定基準協議必要※NPO法人13年間困窮家庭に無料券発行事業（参考資料参照）

参考資料①

沖縄の子育て(支援)問題

目的：社会の歪みに着目し、全ての子どもがもてる潜在的な能力を十分にのばし成長して社会的に貢献できる権利を保障しなければならない

（保育ソーシャルワークより）

子どもの貧困は社会の損失

（実態を踏まえた改革を・・・）

待機児童問題(保育量都市部絶対的不足 認可外保育園が担ってきた背景有)

保育・教育の仕組み改革(保育園5歳児クラス・公立幼稚園3年間・認定こども園他)

「子どもの貧困」に関する取り組み(全国6人に一人・沖縄？ 人に一人)

保育(幼児教育)の質向上への取り組み(保育士幼児教育者処遇改善 & 教育体制確立)

多様なニーズへの対応(病児・夜間保育・休日・乳児保育・障害児保育 一時保育等)

～就労に関係なく全てのこどもたちの育ちを適切に支援する保育施設や

遊び場 & 親の(自立・自律)支援のための仕組みが重要～

子どもたちに三間がない(少なくなっている)ために育ちに影響が出ている

三間とは、時間・空間・仲間のこと (時間＝忙しすぎて遊ぶ時間がない 空間＝遊ぶ場所がない 仲間＝遊ぶ友達がいない)



第4章 沖縄の子育てと家族支援
～ファミリーサポートセンターの現場から～
與座 初美(執筆)

参考資料②

子育て支援持論

- **沖縄県だからこそできることがある ●**
= 米軍基地より子どもの安全基地を・・・ =

子どもの育つ権利を保障するために保育・幼児教育の質の向上を・・・

保育士がプロとして生計を立てられ、生き生きと働ける職場を目指して(仕事と育児が両立する環境整備)

子どもの安全基地となる親支援(子が宝なら母=父もまた宝)

県立(公立)「子ども創造大学(仮)構想」

沖縄特性を活かす(子宝の島 出生率及び離婚率日本一・県民所得最下位)

乳幼児期の重要性 経済的効率も高い(幼児教育の経済学 学力の経済学)

保育(子育て)環境の充実(保育士不足解消や保育の質向上=指導者の質向上!)

● 4年制大学(学士及び専門保育士制度=現保育士及び看護師等編入)

専門保育士(障害児専門・地域型子育て支援専門・乳児専門・病(後)児専門・国際型(多国籍)

専門保育士・ひろば型&学童型専門保育士 訪問事業型保育士他)

● 研究科(大学院)=子ども研究のメッカ【子ども学(子ども家庭学)子ども文化学】 【保育ソーシャルワーカー・子育て支援士・子育て(家族)心理士養成他】

(私見) 上述の学ぶ環境創造で保育士の質向上を図り、社会的評価をあげる

保育所(園)の保育士配置基準改正を望む例ー現行1・2歳児概ね6人に1人 1歳児概ね4(5)人に1人へ

0歳児概ね3人 2人3歳児20人 15人 4、5歳児概ね30人 4歳児20人他 (児童福祉施設最低基準であり、各市町村で異なる規定で実施の場合有り)

参考資料③

(NPO専門性) ファミリーソーシャルワーク&ソーシャルアクション

= 前向きに(人を信じ)馬鹿になれる人が社会を変えるエネルギーを生み出す=

(活動経過)

2000年	「保育サービスていだ」自主子育て支援グループ開始(代表)
2003年	沖縄市ファミリーサポートセンター設立アドバイザーとなる(沖縄市非正規職員)
2004年	ていだ基金事業「謝礼金払えない家庭への支援」⇒チケット形式は2007年から
2004年	子育てママの(託児付き)就労支援事業(提案&実施=沖縄市役所内)
2005年	沖縄県ファミリーサポート連絡協議会設立(代表)～現在
2007年	ファミリーサポート【介護】事業開始(自主事業)～現在
2007年	集団託児(事業所内託児室)事業(スクエアあわせキッズルーム・若松病院・ゆいクリニック他)
2007年	NPO法人こども家庭リソースセンター沖縄(認証)「保育サービスていだ」統合
2008年	沖縄市役所就労支援事業=子育てママの就労相談事業(3年間)
2008年	子育てアドバイザー(子育てソーシャルワーカー)養成事業(～3年間)
2009年	シングルファザー=イクメン プロジェクト(3年間9回実施)
2010年	子育て家族相談事業「ファミ・サポ相談室 アンダンテ」～現在
2011年	沖縄市ファミリーサポートセンター事業(沖縄市から受託)～現在
2011年	ファミリーサポートジョブカフェ事業(提案・受託) =一時預かりルーム付就労支援マザーズジョブカフェ「HOLOHOLOルーム」=～現在
2011年	ヤングママ・パパ応援事業(沖縄県子育て創生事業)実施
2012年	多胎児育児支援員派遣事業(沖縄市から受託)
2012年	まちの駅事業=家族の駅事業(トイレ・オムツ替え・授乳・親子休憩利用等)
2013年	沖縄市就労支援事業託児分野「キラキラROOM」運営
協力事業: 子どもの島プロジェクト(東日本大震災児童交流) 2012年～ 「ももやま 子ども食堂」 2015年～	

参考資料④

ていーだ基金事業（ファミサポ利用者で謝礼金支払い困難親に
600円チケット15枚～20枚発行する仕組み 限度年2回30枚）

平成15年～17年度23件 沖縄市100%

平成18年 52件 沖縄市80% うるま市20%

平成19年 78件 沖縄市70%うるま市15%他

平成20年 80件 沖縄市65%うるま市・浦添市他

平成21年 100件 沖縄市64%宜野湾市・北谷町他

平成22年 101件 沖縄市60%北谷町・西原町他

平成23年 95件 沖縄市68%西原町・南風原町他

平成24年 93件 沖縄市69%中城村・八重瀬町他

平成25年 109件 沖縄市70%豊見城市・八重瀬町他

平成26年 94件 沖縄市71%南風原町豊見城市他

合計 825件（人）

発行理由

○経済的困窮＝失業・低賃金や養育者（子ども）の病気障害が主要因である。

○家族形態：ひとり親（母子・父子）家庭50%（母子家庭の25%＝未婚出産
家庭）国際結婚家庭・生保家庭（送迎）求職中や待機児童家庭・多胎児家庭他

○平成20年度から利用者の学歴調査実施結果

中学卒・高校中退者＝約37% 高校卒約48% 短大卒・専門学校卒＝約9%

大学卒3% 高校・専門学校・大学在学中3%

（在学内訳：看護学校&通信制高校・大学在学中の親）